

各種届け出の提出について

こんな時は必ず各種届け出をお願いします

組合員資格の変更があった時

1. 相続や経営移譲により組合員名義を変更する場合
2. 引っ越しなどにより住所が変更となった場合
3. 農地の売買や交換により所有者が変更となった場合
4. 農地の賃貸借契約または解約を行い、耕作者が変更となった場合



「組合員資格得喪通知書」を提出してください

※管轄の市町村や農業委員会への届け出や法務局で所定の手続きがお済みの場合でも、必ず当土地改良区へ届け出てください。

届け出がなければ、土地原簿を変更することができず、賦課金は従来 of 組合員へ負担していただくこととなりますので、ご注意ください。

また、滞納賦課金がある農地を取得しますと、土地改良法第42条の規定により、農地を取得した組合員が滞納賦課金を納入しなければなりませんので、お手続きされる際には事前にご確認をお願いします。

農地を農地以外へ転用する時

1. 宅地や店舗などへ転用する場合
2. 公共事業で公共用地（道路や河川など）へ転用する場合
3. 既に登記地目が農地以外（雑種地や山林など）になっている場合



申請内容により「農地転用等の通知書」、「地区除外申請書」「開発行為等に伴う排水同意申請書」を提出し、必要な決済を行ってください。

※農地転用には決済金の支払いが必要になります。この決済金は、農地転用により受益面積が減少し、維持管理に必要な賦課金が各組合員の過重負担にならないよう事前に決済していただくものです。

なお、公共事業の買収などにより転用される場合も同様の決済が必要になります。

組合員資格得喪通知書・農地転用等の通知書など各種届出書は、最寄りの支所にありますのでお問合せください。

お問合せは、最寄の「水土里ネット両総」へ

香取支所 ☎0478-54-3566 FAX 0478-54-3904
〒287-0005 香取市佐原ホ 689

山武支所 ☎0479-82-8820 FAX 0479-82-8851
〒289-1746 横芝光町寺方 515-1

長生支所 ☎0475-34-3113 FAX 0475-34-3178
〒299-4114 茂原市本納 3041